

## 川崎市カスタマーハラスメント対策委員会等設置要綱

### (設置)

第1条 職員に対するカスタマーハラスメントへの対策を推進し、円滑、適正な業務の執行を確保するため、川崎市カスタマーハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

### (委員長等)

第2条 対策委員会の委員長等は、別表第1のとおりとする。ただし、委員長が必要と認める場合は、必要な職員を会議に出席させることができる。

### (所掌事務)

第3条 対策委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本市の職員に対するカスタマーハラスメント対策の検討及び推進に関すること。
- (2) 職員に対するカスタマーハラスメント対策に係る庁内の連絡及び調整に関すること。
- (3) その他必要な事項

### (幹事会)

第4条 対策委員会において所掌する事項について、連絡調整を行うため、川崎市カスタマーハラスメント対策委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

- 2 幹事会の幹事長等は、別表第2のとおりとする。ただし、幹事長が必要と認める場合は、必要な職員を会議に出席させることができる。

### (局カスタマーハラスメント対策委員会)

第5条 別表第1の各委員が属する局等（以下「各局」という。）ごとに、各局の職員に対するカスタマーハラスメント対策に係る事項について検討し、対策を実施するため、各局の名を冠した局カスタマーハラスメント対策委員

会（以下「局委員会」という。）を設置する。

2 局委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は当該各局の長を、副委員長は当該各局の庶務担当部長をもって充てる。

4 委員は当該局の部長及び課長をもって充てる。

（庶務）

第6条 対策委員会の庶務は、総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部において処理する。

（その他必要事項）

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策委員会の運営に関する事項その他必要な事項については、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年5月29日から施行する。

（不当要求行為等防止対策協議会設置要綱の廃止）

2 不当要求行為等防止対策協議会設置要綱は、廃止する。

別表第1（第2条関係）

委員長	三田村副市長
委員	総務企画局長
	財政局長
	市民文化局長
	経済労働局長
	環境局長
	健康福祉局長

こども未来局長
まちづくり局長
建設緑政局長
港湾局長
臨海部国際戦略本部長
危機管理本部危機管理監
川崎区長
幸区長
中原区長
高津区長
宮前区長
多摩区長
麻生区長
市民オンブズマン事務局長
会計室長
上下水道事業管理者
交通局長
病院局長
消防局長
教育次長
選挙管理委員会事務局長
監査事務局長
人事委員会事務局長
議会局長

別表第2（第4条関係）

幹事長	総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部 長
幹事	総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部 担当課長
	総務企画局総務部庶務課長
	財政局財政部庶務課長
	市民文化局市民生活部庶務課長
	経済労働局産業政策部庶務課長
	環境局総務部庶務課長
	健康福祉局総務部庶務課長
	こども未来局総務部庶務課長
	まちづくり局総務部庶務課長
	建設緑政局総務部庶務課長
	港湾局港湾振興部庶務課長
	臨海部国際戦略本部事業推進部担当課長
	危機管理本部危機管理部担当課長
	川崎区役所まちづくり推進部総務課長
	幸区役所まちづくり推進部総務課長
	中原区役所まちづくり推進部総務課長
	高津区役所まちづくり推進部総務課長
	宮前区役所まちづくり推進部総務課長
多摩区役所まちづくり推進部総務課長	
麻生区役所まちづくり推進部総務課長	

市民オンブズマン事務局担当課長
会計室審査課長
上下水道局総務部庶務課長
交通局企画管理部庶務課長
病院局総務部庶務課長
消防局総務部庶務課長
教育委員会事務局総務部庶務課長
選挙管理委員会事務局選挙部選挙課長
監査事務局行政監査課長
人事委員会事務局調査課長
議会局総務部庶務課長